

○東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙公報の発行に関する
規程

(令和 2 年 3 月 19 日選挙管理委員会告示第 4 号)

改正 令和 3 年 9 月 1 日選挙管理委員会告示第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（令和 2 年東温市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載文の申請)

第 2 条 条例第 2 条に規定する候補者（以下「候補者」という。）は、条例第 3 条第 1 項の規定による申請をしようとするときは、選挙公報掲載申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添えて、東温市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 選挙公報掲載文原稿用紙（様式第 2 号。以下「原稿用紙」という。）
2 通
- (2) 写真 2 枚

候補者の上半身を撮影したもの（無帽、無背景、正面向きのもので、かつ、選挙の期日前 6 箇月以内に撮影したもの）

(掲載文の作成方法)

第 3 条 掲載文は、黒色の色素により原稿用紙の掲載文欄に記載し、色の濃淡がないものとしなければならない。

- 2 掲載文は、通常文章に使用する文字、記号、符号、線、圈点等及び図画、図表、イラストレーション等を用いて記載しなければならない。
- 3 掲載文に図画、図表、イラストレーション等を記載しようとする場合においては、これらの部分に係る面積の合計は、原稿用紙の掲載文欄の面積のおおむね 2 分の 1 を超えてはならない。
- 4 写真欄には掲載文を記載することができず、掲載文欄には写真を用いることができない。

- 5 氏名欄には、候補者の氏名(公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 89 条第 5 項において準用する同令第 88 条第 8 項の規定による認定を受けた場合は、その通称)を記載しなければならない。この場合において、氏名欄には、候補者の氏名に付す振り仮名、住所、職業、所属党派名、年齢及び生年月日を記載することができる。

(掲載文の訂正)

第 4 条 前条の規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき、又は文字等が著しく小さいときその他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認めるときは、委員会は候補者に対し、その部分の訂正を求めることができる。

- 2 候補者が前項の規定による求めに応じないときは、委員会は必要な訂正をすることができる。

(掲載文の取下げ又は修正)

第 5 条 候補者は、条例第 3 条第 1 項の申請を取下げるときは、選挙公報掲載申請取下げ書(様式第 3 号)を委員会に提出しなければならない。

- 2 候補者は、条例第 3 条第 1 項の申請に係る掲載文を修正し、又は同項の申請に係る写真を取り替えようとするときは、選挙公報掲載文修正申請書(様式第 4 号)に新たな掲載文 2 通又は写真 2 枚を添えて、委員会に提出しなければならない

- 3 前 2 項の申請は、条例第 3 条第 1 項に定める申請期日にしなければならない。

(掲載順序のくじ)

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規定による掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、委員会が定め、あらかじめ告示する。

(選挙公報の様式及び印刷方法)

第 7 条 選挙公報の様式(候補者 1 人当たりの紙面の大きさ等も含む。)は、発行の都度、委員会が決定する。

- 2 選挙公報は、第 4 条第 2 項の規定により委員会が訂正をする場合を除くほか、委員会は候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷するものとする。

- 3 候補者は、選挙公報の印刷の体裁等について、指定することができない。
- 4 選挙公報に余白があるときは、委員会は選挙に関する啓発や周知の事項等を掲載することができる。

(選挙公報発行手続の中止)

第 8 条 候補者が死亡し、又は候補者たることを辞したとき（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 91 条 2 項又は第 103 条第 4 項の規定により候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。）、又は立候補の届出を却下された場合においても、委員会が選挙公報の印刷に着手した後においては、その者に係る選挙公報の掲載を中止しない。

- 2 前項に掲げる事由が条例第 3 条第 1 項の申請のあった候補者の全部について生じたときは、委員会は選挙公報の発行を中止する。

(掲載文の返還)

第 9 条 候補者から提出された掲載文及び写真は、第 5 条の規定による掲載文の取下げ又は修正等の場合を除くほか、いかなる場合においても返還しない。

(選挙公報の訂正)

第 10 条 選挙公報の印刷に誤りがあったときは、委員会は直ちにその訂正の告示をする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 3 月 19 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 1 日選挙管理委員会告示第 9 号)

この告示は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

選挙公報掲載申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条関係)

選挙公報掲載文原稿用紙

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

選挙公報掲載申請取下げ書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

選挙公報掲載文修正申請書

[別紙参照]